

平成23年5月24日

日本化粧品工業連合会
傘下会員各位

日本化粧品工業連合会
会長 前田新造



電力使用削減計画の策定について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、未曾有の東日本大震災により東京電力及び東北電力管内の電力供給能力は大幅に減少し、本年3月には緊急措置として計画停電も実施されました。

その後、徐々に電力供給能力の回復も見られておりますが、今年の夏に向けては大きな需給ギャップが予想され、電力使用の抑制を図ることが不可欠の状況となっております。

このため、政府は電力需給緊急対策本部で検討を進め、本年5月13日に「夏期の電力需給対策」を公表いたしました。

同対策では、大口需要家（契約電力500kW以上）に対しては、電気事業法第27条の規定に基づき、例えば、東京電力管内では、平成23年7月1日～9月22日（平日のみ）の午前9時から午後8時まで使用最大電力について前年比で15%削減することを決定するとともに、小口需要家（契約電力500kW未満）及び家庭・個人需要家に対しても15%の使用削減を要請することとしています。

電力は生産活動のみならず、我々全ての活動エネルギーに係わる極めて重要なものであり、計画停電を避けることはもとより、不測の事態による大規模停電が発生しないよう業界全体、さらには一個人としても電力使用削減（節電）に努めることが求められております。

このような状況を踏まえ、日本化粧品工業連合会では総務委員会電力対策WGで検討を行い「電力使用削減計画」を策定いたしました。

傘下会員におかれましては同計画に従い、より一層の節電に努められるよう要請いたします。

なお、各会員が定めるべき「電力使用削減計画」の様式参考例につきましても添付いたしましたので、ご参考としてください。

敬具

電力使用削減計画

平成23年5月24日

日本化粧品工業連合会

1. 趣旨・目的

東日本大震災により、本年夏期に大幅な電力需給ギャップが見込まれる中、政府の電力需給緊急対策本部は、平成23年5月13日に「夏期の電力需給対策」を決定、公表した。

同対策では、大口需要家（契約電力500kW以上）に対しては、電気事業法第27条の規定に基づき、例えば、東京電力管内では、平成23年7月1日～9月22日（平日のみ）の午前9時から午後8時まで使用最大電力について前年比で15%削減することを決定するとともに、小口需要家（契約電力500kW未満）及び家庭・個人需要家に対しても15%の使用削減を要請することとしている。

また、社団法人日本経済団体連合会においても「電力対策自主行動計画」を策定し、会員企業・団体に対し使用最大電力の削減などを要請している。

日本化粧品工業連合会においては、政府、経済団体のこうした動きを踏まえ、国民生活や経済活動に多大な影響を及ぼす大規模停電の発生や計画停電の発動回避に貢献すべく、以下の電力使用削減計画を推進する。

2. 電力使用削減計画

東京電力・東北電力管内において事業活動を行う当連合会傘下会員は、電気事業法第27条に基づく規制措置の遵守はもとより、以下を柱とする「電力使用削減計画」を策定し、実施する。また、策定した計画については、可能な限りホームページ等に掲載する。

- (1) 電気事業法第27条に基づく規制措置が設けられる期間は、事業所単位、企業単位、企業グループ単位等、責任もって取り組める任意の単位での使用最大電力（購入電力のみ対象）について平成22年比15%以上の削減を行う。
- (2) 大口需要家は、可能な限り関係する小口需要家への節電計画の策定、公表、実施の呼び掛け及び支援を行う。
- (3) 従業員、顧客等への節電の働きかけを行う。
- (4) その他（例えば、関連する需要家が実施する節電への協力等を行う。）

なお、日本化粧品工業連合会は、東京電力・東北電力管内において事業活動を行う傘下会員企業に対し、上記、計画が適正かつ円滑に推進されるよう要請するとともにホームページなどを通じて、関連情報の提供など行う。

以上

【会員による電力使用削減計画策定様式の参考例】

平成 23 年〇月〇日

〈会社名〉

「電力使用削減計画（〇〇電力管内）」について

1. 使用最大電力・削減目標・削減電力

項 目	数 量
①昨年（平成 22 年 7 月～9 月の平日 9 時～20 時）の最大使用電力（※購入電力のみ対象）	KW
②昨年夏の最大使用電力からの本年（平成 23 年）夏の削減目標（※15%以上）	%
③削減する使用最大電力（①×②）	KW

2. 使用最大電力削減のための具体的取り組み

取り組み の単位	具体的取り組み内容

3. 小口需要家（契約電力 500KW 未満の事業者）への節電の働きかけや支援

--

4. 従業員、顧客等への節電の働きかけ

--

5. 自家発電設備の活用等、電力会社への電力供給の増加に資する取り組み

--

6. その他の取り組み（大口需要家を実施する節電への協力等）

--

【記載例】

平成 23 年〇月〇日

株式会社〇〇〇〇←電力契約事業所単位でも〇K

「電力使用削減計画（〇〇電力管内）」について

1. 使用最大電力・削減目標・削減電力

項 目	数 量
①昨年（平成 22 年 7 月～9 月の平日 9 時～20 時）の使用最大電力（※購入電力のみ対象）	■ ■ KW
②昨年夏の使用最大電力からの本年（平成 23 年）夏の削減目標（※15%以上）	▲ ▲ %
③削減する使用最大電力（①×②）	★ ★ KW

2. 使用最大電力削減のための具体的取り組み

取り組みの単位	具体的取り組み内容
工場	<ul style="list-style-type: none"> ● ピーク時間外（夜間、休日）への稼働シフト ● 使用電力の大きい工程は夜間に実施する ● 自家発電装置（▲▲KW）の導入を検討中 ● デマンドコントローラー（電力監視装置）の導入 ● 照明や空調の抑制・停止 ● 冷凍機の稼働停止 ● 夏季休業の長期化や分散化
オフィス	<ul style="list-style-type: none"> ● 照明設備⇒照明の間引き、通路などのダウンライト・消灯により、使用電力の▲▲%を削減する ● 空調設備⇒空調の設定温度を▲℃引き上げることで、使用電力の▲▲%を削減する ● 省エネ・節電設備の導入 ● 執務室の集約 ● エスカレーターやエレベーターの一部停止 ● トイレ⇒不使用時の消灯励行、便器のふた閉め、便座ヒーター停止 ● 事務機器⇒退社時の PC の電源 OFF、印刷の削減や抑制、 ● 節電ヒース

3. 小口需要家（契約電力 500KW 未満の事業者）への節電の働きかけや支援

<製造業等の産業分野>

- ピーク時間外（夜間、休日）への稼働シフト
- 使用電力の大きい工程は夜間に実施する
- 自家発電装置の導入を検討中
- 照明や空調の抑制・停止
- 冷凍機の稼働停止

<オフィスビルなどの業務分野>

- 照明設備⇒自然光の採取による照明の間引きや通路などのダウンライト・消灯により、使用電力の▲▲%を削減する
- 空調設備⇒空調の設定温度を▲℃引き上げることにより、使用電力の▲▲%を削減する
- エスカレーターやエレベーターの一部停止
- トイレ⇒不使用時の消灯励行、便器のふた閉め、便座ヒーター停止
- 事務機器⇒退社時のPCの電源OFF、印刷の削減や抑制
- ポスターやマニュアル等による節電意識の啓発
- 節電担当者の設定（任命）
- 節電ビス

4. 従業員、顧客等への節電の働きかけ

- シャンプー後のドライヤーを「強：1200W」から「弱：600W」に変更すると、0.6KWの使用電力値の削減に貢献
- 使用電力量の大きな家電等は、できる限り同時に使用しないことにより、使用電力値の削減に貢献（例えば、電気オーブンと電磁調理器は同時に使用しない）
- 空調の設定温度を▲℃引き上げることにより、使用電力の▲▲%を削減する
- 使用していない家電はコンセントを抜くことにより、使用電力の▲▲%を削減する
- エアコンの代わりに扇風機を使用
- すだれカーテンの利用
- 省エネ家電の導入（白熱電球からLEDや電球型蛍光灯へ）
- 一部屋で一家団欒

5. 自家発電設備の活用等、電力会社への電力供給の増加に資する取り組み

--

6. その他の取り組み（大口需要家を実施する節電への協力等）

--